

陳情第172号	受理年月日	平成28年10月18日
付託委員会	建築消防委員会	
陳情者	八幡西区本城三丁目22-19 大庭 孝広	
件名	消防車横転事故の追及について	
要旨		
<p>陳情者が以前提出した陳情第98号「若戸トンネル内での消防車横転事故について」は、明らかに議会と消防局が口裏を合わせて握りつぶしたかのような処理で不採択とされた。</p> <p>平成27年10月21日の建築消防委員会では、石田議員がしたもっともらしい質問に対して消防局がでたらめな答弁をしたが、これに異議を唱えるわけでもなく、議員と消防局との間で何らかの調整が行われていたと思われる。思われても仕方がない。</p> <p>有権者が選んだ市議会議員は行政の監視役であり、それが機能していなければ全く無駄どころか行政を擁護する邪魔な存在である。行政の監視役である市議会が職務を通じてそのような不正に協力することは断じて許されることではない。</p> <p>ついては、次のとおり対応していただきたい。</p>		
記		
1 ドライブレコーダーの映像分析は、民間の分析会社に委託し、その調査費は政務活動費で捻出して議員が調べること。		
2 横転事故を起こした消防車に乗務していた消防士4人から事情を聞きとった議事録を議会に提出させること。		
3 守秘義務がない議員には不開示決定の議事録は見せられないというのであれば、人事課に確認させること。		